

#### 4. 主要面談者リスト

2004年4月18日より5月1日まで本件調査中に訪問した主要面談者は次の通りである。

##### BMA(バンコク首都圏庁)

###### Department of City Planning Department

1. Mr. Pichai Chaipotpanit Director General
2. Mr. Somsak Sethanunt Deputy Director General
3. Mr. Surapol Wattananvijarn Director of Land Readjustment and Urban Renewal Division
4. Ms. Jatoobhon Suawanasri City Planning Expert
5. Mr. Supattanee Panurat Chief of Eastern area Development Planning Sub-division,  
Planning and Urban Development Division
6. Ms. Sansanee Nakapratip Chief of Planning Sub-division, Technique and Planning  
Division
7. Mr. Saman Kermwilai Chief of Mapping Sub-division, Survey and Mapping Division
8. Mr. Surachet Srisuchat Chief of Land Readjustment Sub-division,  
Land Readjustment and Urban Renewal Division
9. Ms. Payong Pattananan City Planning Analyst, Planning Control Division
10. Ms. Prapan Channun City Planner, Land Readjustment and Urban Renewal Division
11. Mr. Surasak Wongpoot City Planner, Land Readjustment and Urban Renewal Division
12. Mr. Niruth Putchong City Planner, Land Readjustment and Urban Renewal Division
13. Dr. Orapim Pimcharoen City Planner, Planning and Urban Development Division
14. Ms. Soontaree Sernsuksamrit City Planner, Land Readjustment and Urban Renewal Division
15. Ms. Supa Rujirakul City Planner, Land Readjustment and Urban Renewal Division
16. Mr. Wiboon Wongkunthanakit Land Readjustment and Urban Renewal Division

###### Department of Traffic and Transportation

1. Mr. Chitchanok Kemavuthanon Director General

###### Department of Drainage and Sewerage

1. Mr. Srisuwan Chinprahut Director of Sewerage Division
2. Mr. Jirasak Jivalak Chief of Klong Maintenance Sub-division 1

###### Environmental Quality Management & Control Division, Office of the Permanent Secretary for BMA

1. Mr. Teeraboon Manupeerapan Director
2. Mr. Bunlaeng Narapinit
3. Ms. Thipyanee Suwanwijit

**国家経済社会開発庁(NESDB)**

Dr. Suwat Wanisubut Director of National Economic and Social Development Board

**内務省公共事業都市計画局(DPT)**

1. Dr. Sommai Prijasilpa Director, Foreign Relations Office
2. Mr. Somchai Sriviboone Director, Comprehensive and Specific Planning Bureau
3. Mr. Preacher Ronnarong Director, Land Readjustment Office
4. Mr. Winyoo Mankarn Senior Architect, Land Readjustment Office
5. Mr. Thirapan Nandhakij Town Planning 8, Land Readjustment Office
6. Mr. Itiipong Tanmanee Town Planning 7, Land Readjustment Office
7. Mr. Sakda Arunee Town Planner 8, DMUD
8. Ms. Buhnga Popattanachai Town Planner 8, DMUD
9. Ms. Busanee Praewisawakij Town Planner 7, DMUD
10. Mrs. Pairin Pluemthavatchai Human Resource Developer 6, DMUD
11. 日野 祐滋 JICA 専門家、(チーフアドバイザー・都市計画) DMUD
12. 青木 信一 JICA 専門家、(区画整理(事業計画)), DMUD
13. 西村 和久 JICA 専門家、(区画整理(換地計画)), DMUD
14. 上野 秀樹 JICA 専門家、(都市開発と区画整理), DMUD
15. 飛高 正志 JICA 専門家、(業務調整)

**運輸省交通政策局(OTP)**

1. Mr. Lertchal Ninsalab Deputy Director General
2. Mr. Chamroon Tangpaisalkit Director of Regional transport and Traffic Systems Promotion Division
3. Mr. Prasit Rugsayos Director
4. 佐野 洋人 JICA 専門家(都市交通計画)

**タイ国鉄(SRT)**

1. Mr. Krit Anuragkamolkul Director of Project Development Division, Special Program Department

**バンコク新国際空港公社(NBIA)**

1. 長谷川 武 JICA 専門家(空港環境管理)

**天然資源環境省(ONREP)**

1. Mr. Prayoon Chirasophon Senior Environmental Officer, Head of Urban Environment-

Sub-Division

2. Ms. Nattarika Vayuparb-Cooper Environmental Officer. Level 6
3. Mr. Kollawat Sakhakara Environmental Officer. Level 5
4. Ms. Sucharat Rungruangsilp Mining EIA Section
5. Ms. Suru Amaralikit Head of Communities and Residential Service Sub-Division

住宅公社(NHA)

1. Mr. Pornsak Boonyodom Deputy Governor,

在タイ国日本大使館

1. 新屋 千樹 在タイ日本国大使館 2等書記官

JICA タイ事務所

1. 中井 信也 所長
2. 奥邨 彰一 次長
3. 鈴木 和哉 所員

## 面談記録

日 時：2004年4月19日09:00

訪問先：JICA タイ事務所

面会者：鈴木 和哉 所員

当 方：林、濱田、土井

内 容：バンコク到着挨拶、調査訪問先日程調整、調査目的の意見交換

日 時：2004年4月19日11:00

訪問先：駐タイ王国日本大使館

面会者：新屋 書記官

当 方：林、濱田、土井、鈴木 JICA 所員

内 容：バンコク到着挨拶、調査目的の意見交換、

日 時：2004年4月19日13:00

訪問先：BMA 都市計画局

面会者：Pichai 局長ほか多数（別添リスト参照）

当 方：林、濱田、土井、鈴木 JICA 所員

内 容：表敬挨拶、調査目的の確認、

日 時：2004年4月19日16:00

訪問先：DMUD、DTP

面会者：DMUD 日野チアトバ イザー他 JICA 専門家、カウンターパート

当 方：林、濱田、土井、鈴木 JICA 所員

内 容：最近の DMUD の活動について。区画整理法案の審議状況について

日 時：2004年4月21日13:30

訪問先：NESDB

面会者：Dr. Suwat

当 方：林、濱田、土井、BMA スンタリ計画官

内 容：臨空タウン計画について

日 時：2004年4月19日

訪問先：NHA

面会者：Phonsak 副総裁他数名

当 方：林、日野チアトバ イザー

内 容：NHA の最近の活動について。百万戸住宅建設計画について。

ラカバン住宅団地の開発状況について。

日 時：2004年4月19日

訪問先：DPT

面会者：Somchai 特別計画担当部長、 DPT

当 方：林、日野チーフアドバイザー

内 容：新空港関連開発調査の進行状況

日 時：4月22日（木） 9:00～10:30

訪問先：Urban Environmental Sub-Division, Office of Natural Resources and  
Environmental Policy and Planning (ONEP), MoNRE

面会者：Mr. Prayoon Chirasophon, Senior Environmental Officer

Ms. Nattarika Vayuparb-Cooper, Environmental Officer. Level 6

Mr. Kollawat Sakhakara, Environmental Officer. Level 5

当 方：土井、Mr. Wiboon (BMA)、Mr. Thanate (通訳・翻訳; Mahidol 大学院生)

内 容：

- ・環境政策は、大きく分けて20年間を見据えた“Policy and Prospective Plan for Enhancement and Conservation of National Environmental Quality(1997～2016年)”、5年間を見据えた“Environmental Management Plan(2002～2006年)”がある。
- ・環境保全の方針は、①グリーンエリアの保全と創出、②環境保全区域の保護、③洪水の防御である。洪水の防御の背景には、上流域の国のダム放流による人為的な洪水発生の危惧があるためである。
- ・EIAは、“National Environmental Quality Act”のSection46～51に定められている。現在 EIA の強化を検討中であり、今後は住民参加に係る事項が付け加えられる見込みである。
- ・EIAの実施にあたり、ガイドラインを2002年に発行した。

提供された資料：

- ・Policy and Strategy Ministry of Natural Resources and Environment
- ・Environmental Impact Assessment in Thailand, January 1998
- ・Guideline for Preparing Environmental Impact Assessment 他6冊

日 時：4月22日（木） 13:30～14:30

訪問先：Environmental Quality Management and Control Division, Office of the  
Permanent Secretary for the BMA, BMA

面会者：Mr. Bunlaeng Narapinit

当 方：土井、Mr. Wiboon (BMA)、Mr. Thanate (通訳・翻訳; Mahidol 大学院生)

内 容：

- ・Environmental Quality Management and Control Divisionは、Pollution Control, EIA,

Environmental Promotion の3つを主に担当している。

- バンコクの問題は、まず大気汚染があげられる。住民の苦情件数は、騒音と悪臭がそれぞれ全体の30%程度をしめ、次いで粉塵である。
- タイのEIAは、事業の実施段階に求められている。JICAが実施する調査は計画段階のものであるため、EIAは求められていない。ただし、現在EIAの強化が検討されていることを考えると、ONEPへ提出して審査を受けるといった手続きまでは必要ないが、ガイドラインに沿って実施しておいたほうが良いのではとのこと。

提供された資料：

- Bangkok State of the Environment, 2001
- Statistical Profile of BMA, 200

## 5. タイ国の概要

正式にはタイ王国と称し、東南アジアの隣国の中では例外的に外国勢力によって征服されたことのない国である。ビルマやクメールにより国土の一部を占領されたことはあるが、タイの特異性を保持しつつ、強健な意志で精神の独立を保つため闘ってきた。西洋文化の影響を受けているにもかかわらず、タイ独自の文化がしっかりと主流を占めている。タイの伝統に根ざした文化、優しさと親切、世界でも有数の料理を生み出している。

### タイ国の概要\*

#### ・一般事項

(1) 正式国名	タイ王国
(2) 面積	51万3,115Km <sup>2</sup> (日本の1.4倍)
(3) 気候	高温多湿の熱帯モンスーン気候。平均気温約29度。4月の平均気温35度。12月の平均気温17度。 雨季(5月—10月)、寒季(11月—2月)、暑季(3月—4月)
(4) 人口	62,308,807人(2001年内務省)
(5) 首都	バンコク、人口:5,726,203人(全国比9.2%)(同上)
(6) 民族	タイ族が約8割、中国人、マレー人、カンボジア人、インド人、ヴェトナム人、山岳民族などがある。
(7) 宗教	仏教94%。イスラム教4%。キリスト教、ヒンズー教、シーク教2%。
(8) 言語	タイ語
(9) 義務教育	7-12歳(6年)
(10) 兵役	徴兵制(2年)

#### ・政治体制

(1) 政体	立憲君主制
(2) 元首	ブーミポン・アドゥンヤデート国王(ラマ九世)
(3) 議会	国会 2院制
	上院200議席、任期6年。 下院500議席、任期4年。
(4) 内閣	現在3党連立内閣、第1次タクシン内閣
(5) 主な政党	タイ愛国党、民主党、タイ国民党、新希望党

#### ・基礎的経済指標

(1) 国民総生産(GDP)	1,269億米ドル(2,002年)
(2) 国民一人当たりGDP	1,998米ドル(2002年)

(3) 実質経済成長率 (GDP ベース) 及びインフレ率の推移

年	1999	2000	2001	2002	2003(1-10月)
経済成長率	4.4%	4.6%	1.9%	5.45	6.3%
インフレ率	0.3%	1.6%	1.6%	0.7%	-

(4) 最低労働賃金	168バーツ/日 (バンコク:2002年) 他エリアでは130-140バーツ/日
(5) 輸出総額 (対全世界)	約802億米ドル (前年比+16.60%)
(6) 輸入総額 (対全世界)	約750億米ドル (前年比+16.76%)

\*資料ソースは“タイ国経済概況”バンコク日本人商工会議所、“タイ貿易センター福岡”他インターネット情報など。



## 6. バンコク首都圏の現状

### 1 バンコク都の面積と人口

バンコク都は、面積約 1,569K<sup>2</sup>（東京都の面積は約 2,166K<sup>2</sup>）、人口約 573 万人である（登録者のみの人口。未登録者も含めると 900 万人弱にのぼるとの報告もある。）。

本調査対象地域があるラカバン District についてみると、面積約 124K<sup>2</sup>（バンコク都の約 8%）、人口約 12 万人（バンコク都の約 2%）である。なお、次ページ図 6-2 に、バンコク都の 50 の Districts を示した。

表 6-1 バンコク都の面積と人口

	人 口			面 積 (K <sup>2</sup> )	人口密度 (人/K <sup>2</sup> )	世帯数 (戸)
	合計 (人)	男性 (人)	女性 (人)			
バンコク都	5,726,203	2,776,975	2,949,228	1,569	3,650	1,928,921
ラカバンDistrict	121,739	58,688	63,051	124	983	42,325

情報源：

The Registration Administration Bureau, Dept. of Local Administration, Ministry of Interior, 2001

表 6-2 は、バンコク都とラカバン District の人口の推移を示したものである。それぞれの 1996 年の人口を 100 とし、バンコク都とラカバン District の人口の伸びをみると、バンコク都の漸増に比較し、ラカバン District は人口増が大きいことがわかる。

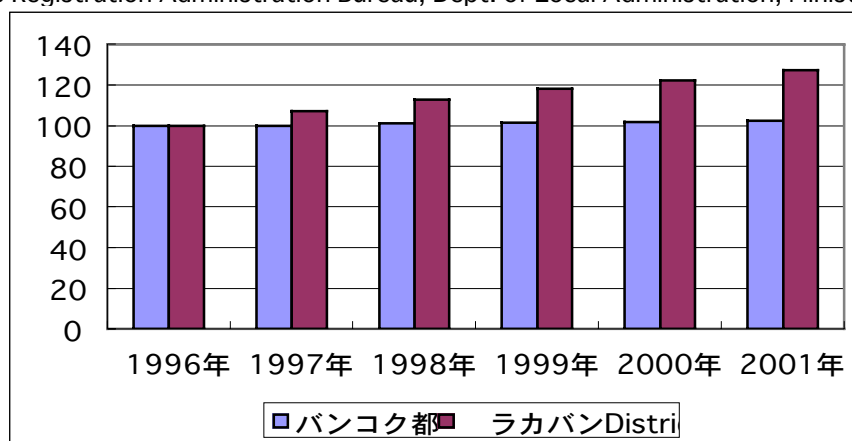
表 6-2 人口の推移

(単位：人)

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
バンコク都	5,584,963	5,604,775	5,647,795	5,662,495	5,680,385	5,726,203
	[1996年=100]	[100]	[101]	[101]	[102]	[103]
ラカバンDistrict	95,634	102,562	108,017	112,967	116,844	121,739
	[1996年=100]	[107]	[113]	[118]	[122]	[127]

情報源：

The Registration Administration Bureau, Dept. of Local Administration, Ministry of Interior, 2001



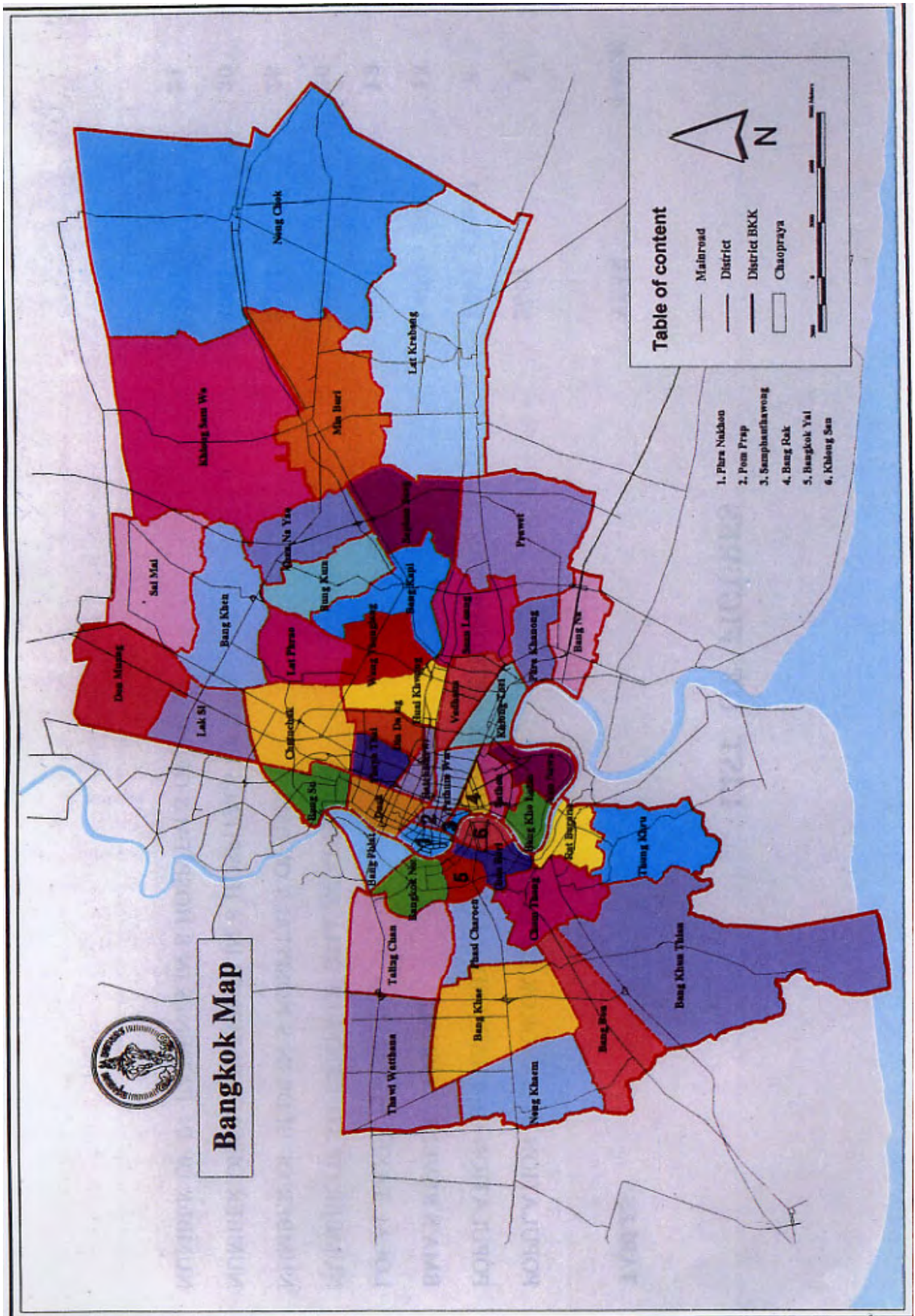


図 6-2 バンコク都の 50 の Districts

出所：Statistical Profile of BMA 2002 [収集資料リスト-11]

## 2 バンコク首都圏庁の組織図

バンコク首都圏庁の組織図を次ページ図 6-3 に示した。知事の下に4人の副知事を置く。部局は、本調査のカウンターパート機関である都市計画局 (Department of City Planning) をはじめ14の部局からなっている。

## 3 バンコク首都圏庁の歳出の推移

表 6-3 は、バンコク首都圏庁の歳出の推移を示したものである。2002年の歳出は、15,579百万バーツである。都市計画局についてみると、65百万バーツとなっている。

表 6-3 バンコク首都圏庁の歳出の推移

(単位: million baht)

部局	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
City Planning	107	67	115	77	65
Traffic & Transportation	212	232	1,191	600	405
Community Development	185	196	279	241	229
Law Enforcement	163	140	167	75	69
Social Welfare	731	890	1,212	1,095	906
Public Cleansing	1,584	1,441	1,501	874	1,839
Drainage & Sewerage	3,159	2,401	1,903	1,969	2,239
Public Works	2,809	2,133	3,244	2,927	2,262
Finance	601	579	623	559	584
Education	2,137	1,835	729	474	421
Health	993	1,070	1,158	1,114	1,061
Medical Services	2,511	2,468	1,861	2,257	2,256
Policy & Planning	179	215	197	209	340
The Permanent Secretary for The BMA	467	531	525	528	546
Contingent Fund	3,731	3,372	2,062	2,479	2,165
The Secretary to The BMA	85	80	110	105	116
The Secretary to The Governor of Bangkok	37	36	37	41	37
BMA Civil Service Commission	33	39	40	40	40
合計	19,725	17,724	16,952	15,644	15,579

情報源:

Budget Division, Dept. of The Permanent Secretary for The BMA, 2002

注: 統計書は小数第3位まで記されているが、本表は小数第1位を四捨五入してある。

出所: Statistical Profile of BMA, 2002 [収集資料リスト-11]



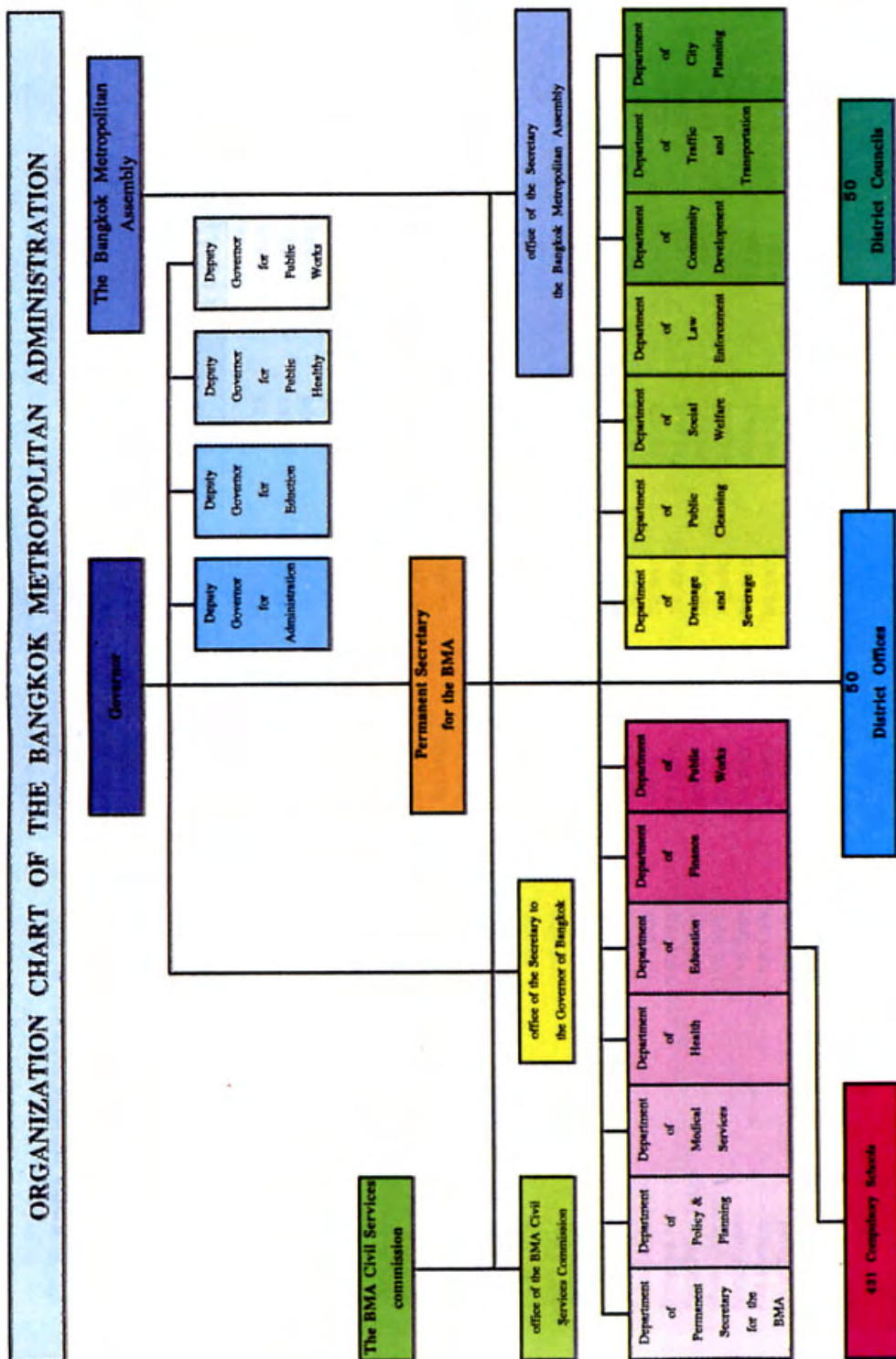


図 6-3 バンコク都庁の組織図

出所：Statistical Profile of BMA, 2002 [収集資料リスト-11]

## 7. 宅地開発規制 (Subdivision Control)

# 土 地 開 発 規 則

この規則は、Land Allocation Act の 施行規則として作成されたものであり、開発行為の規制の許可基準である。日本文については、英訳文よりその要点のみを概訳したものである。本法 (LAA) は、1972 年に施行されているが、最近ではかなりの面で改正され、最新のものは 2000 年 7 月 22 日に施行されている。B.E. はタイの暦年であり、543 年を引くと西暦に換算できる。

1972 年 1 1 月 2 4 日付け National Executive Council の声明第 7 項 - 1 及び 9 項の定めにより、土地開発規制委員会 (Land Development Control Board) は次のように規則を定める。

1. この規則は、土地開発規則 (Regulation of Land Development ) B.E. 2535 と呼ぶ。
2. 官報に告示してから 3 0 日後に施行する。
3. 次の規則は廃止する。
  - ① 土地開発規則 B.E.2530
  - ② 土地開発規則 B.E.2533
4. 土地規制委員会は、特定の申請者についてはこの規則を厳格に適用する必要はない。

### 第 1 章 事業工程図の作成区分と土地開発の手続き

5. 土地開発の許可申請をする場合には、申請者は次のような土地開発工程図を作成しなければならない。
  - 5-1 複合機能図 (Compound Diagram) : 土地開発区域を明示し、その周辺土地の概況、公道または幹線道路より開発区域への現況アクセス道路の状況。
  - 5-2 全体地区図 (Total Area Diagram) : 土地開発を行うすべての土地の筆、公共用地の詳細、さらにこれら公共用地が接続している土地の明細と状況。もし、工区に分けて土地開発を実施する場合には、工程図に明記すること。
  - 5-3 用途別土地分譲図; (公共・公益用の土地利用を含めて)。
  - 5-4 公共公益施設図は、次のものを関係法令の規定に基づいて作成する。
    - A. 水処理系統図
    - B. 上水道系統図
    - C. 下水処理系統図
    - C. 道路・歩行者道路系統図
    - D. その他必要な関連図
6. すべての図面は、既存施設、変更施設及び新設するもののすべてを明示すること。
7. すべての図面は所定の A 1 サイズの紙面で作成すること。右下欄には事業名、設計者、技術者の署名及び資格登録番号を明記すること。
8. 開発申請に必要な事項は次の通りである。

- 8-1 開発事業者の名称、事務所の所在地
  - 8-2 開発地区に含まれる土地の名称、地番
  - 8-3 開発地区の土地権利番号、地積、公図。
  - 8-4 分譲予定画地の土地番号、地積（住宅形式タイプ別）
  - 8-5 地区内に整備される公共公益施設の一覧。容量、幅、延長、地積及び各施設の整備量。着工日、完了予定日。  
大規模なものは、工区に分けて定める。建設工事費は明確に見積もり、利息分は別にする。供給施設の料金は、適正な料金を設定する。事業を工区に分けて行う場合は、その区分を明確にする。
  - 8-6 分譲される画地は、住宅タイプ別などに分けて行う場合は、必要な供給処理施設の容量を定める。開発保留地区がある場合は、将来の需要を勘案する。
9. 申請者は以下の事項について土地開発事業の内容と手法を明らかにしなければならない。
- 9-1 ①整地作業など宅地造成の内容  
②宅地や公共施設の土盛り高及び埋め立て土砂の質。
  - 9-2 土地販売の方法、支払方法。（土地造成、建築費など）  
現金支払い分、ローン返済分とその期間。これらは宅地分、建物分、工作物分に分けるか、または土地と建物を一括した総額で表示すること。
  - 9-3 公共公益施設の維持管理の方法。
  - 9-4 共同施設の管理と管理分担金の徴収。
  - 9-5 開発事業者に対する居住者の公共公益施設のサービスを受ける権利。
  - 9-6 土地開発をする前に、その土地に何らかの既得権を持っていた人を保護する義務。
  - 9-7 公共の利益の為に、分譲地の購入者は平穩に土地利用をすることを受認すべきである。（近隣と調和して、社会の規律、慣習に従うべきである）。

## 第2章 土地開発の規模と面積

- 10 開発規模は次の3つに分類される。
- ① 大規模開発 分譲画地数 500筆以上または100ライ（16Ha）以上
  - ② 中規模開発 分譲画地数 100-499筆または19-100ライ未満
  - ③ 小規模開発 分譲画地数 10-99筆または19ライ未満
- 11 土地分譲のみの場合は、道路に接する間口は、12m以上、奥行きは20mを切らないこと。この基準が満たせない場合は、地積が320平米以上あれば良い。
- 12 建物付きで分譲する場合は、次の通り。
- 12-1 戸建ての場合； 間口、奥行きとも10m以上で、かつ地積が200平米以上あること。間口が十分取れない場合は、240平米以上あること。
  - 12-2 2戸連住宅の場合； 間口奥行きは8mをきらないこと。地積は140平米をきらないこと。
  - 12-3 テラスハウスの場合； 1戸あたり4m以上の間口で16wah以上の地積を有すること。建物の表側、裏側ともに2m以上のセットバックを行うこと。

- 12-4 店舗；4 m以上の間口を持ち、16 wah以上の面積を有し、背面隣地から2 m以上のセットバックをすること。
- 13 工業用地；住宅地域から12 m以上はなすこと。LDCB (Land Development Control Board) の個別審査を必要とする。<sup>注：</sup>
- 14 公共公益施設は、将来需要を含めて十分なものを整備する必要がある。200 wah以上の筆は分筆されることを考えて、75 wahを一宅地とみなす。前節及び本節の基準に基づいて総宅地数を計算し、必要な施設を整備する。開発地区の50%以上が2戸連、テラスハウス又は店舗に転用される場合は、LDCB は別途基準を定める。
- 15 筆の形状；ジグザク、小さな形状など利用が難しいものは禁止。LDCB は画地の規模、形状について修正を命ずる権限を有する。

### 第3章 道路、通路の設計標準

- 16 画地は4 m以上の接道を有するようにならなければならない。
- 17 道路規模は、分譲区画数等により以下の基準による。
- ① 100画地又は20ライ以下の場合；幅員8 m以上（車道6 m、歩道2 mの段差をつくる）電柱等が設置される場合は、さらに1.15mを確保すること。
  - ② 300画地未満50ライ未満；幅12 m以上（車道9m、歩道1.5m両側）
  - ③ 300画地以上または50ライ以上；16m以上（車道12m、歩道2m両側）
  - ④ 工業団地；16m、（車道12m、歩道2m両側）半径12m以上の回転広場。
- 18 （取付け道路は、）前節の基準に見合うほか、他の基準を満たすこと。
- 19 国道、主要地方道に接して分譲宅地を造成することを禁止。
- 20 道路（交差点）辺長は300m未満とし、直線形状としては600mを超えないこと。行き止まり道路の場合は、100m毎に回転広場を設けること。広場の基準は27節に定める。
- 21 次の諸施設の付近には歩車道区分の間に幅2.5mの駐車帯を設置すること。
- ① 店舗が接する道路面。  
例外として、国道等に接して建築が禁止されており、そこに駐車場を設置する場合は前記の規定は免除。
  - ② 大規模宅地に接する道路。
  - ③ 17-3、17-4に規程するものを除く国道等の幹線道路で30m以上の幅員を有するものはその両側全体に駐車帯を設ける。50mの長さを要する。
- 22 住居、商業用途に供する17節の基準に基づいて、歩道を設置しなければならない。歩道のレベル高は車道より12-15センチとする。歩道はコンクリート舗装とし、開発地区全体にわたる歩道ネットワークを形成し、最低60センチの幅員を確保し、障害がないようにしなければならない。
- 宅地への乗り入れ口は縁石を省略し、スロープとすることができる。ただし、歩道レベル高は同じように確保する。乗り入れの歩道部分については鉄筋コンクリート構造とする。樹木の成長によったり、道路清掃施設の配置が歩道に障害にならないようにしなければならない。大型樹木については、歩道から1 m

注： Wah は 4 平米

- の距離を確保すること。
- 23 道路に接する宅地高は、排水計画との調整が必要である。道路の地盤力は、別に示す基準により、十分な路盤を形成し、表層は鉄筋コンクリートアスファルト舗装とする。
  - 24 幹線道路は片勾配をつけたり、車の回転に便利にする必要がある。道路の交差角は、60度未満にしないこと。37m以内に連続して交差点を設ける場合にはその角度は120度以上でなければならない。
  - 25 道路への乗り入れ口は、幅12m以内とし、車道へのスキリは両側で各1m以内とする。この乗り入れ口が90度以内の時は適当に広げることができる。
  - 27 公共導水路の幅が3m未満の場合は、橋梁構造のものとして建設しなければならない。それ以下のものは、橋又はパイプラインあるいは地下パイプとするが、地上交通がある場合は表面より80cm下に埋設しなければならない。
  - 28 20節で規程する車の回転広場は次の基準による。
    - 27-1 円状の場合は半径6m以上とし、4m以上の道路幅員を有すること。
    - 27-2 T型の場合は、Tの上部の辺が各5m以上とし、道幅は4m以上とする。
    - 27-3 L型の場合は、その各辺長は5m以上とし、道幅は4m以上とする。
    - 27-4 Y型の場合は、それぞれの辺長は5m以上とし、角度は120度未満とする。
  - 28 開発地区内の道路を一方通行道路にすること、あるいはその主な出入口道路については、LDCBの承認を受ける必要がある。
  - 29 交通標識、反射鏡など必要なものは設置し、必要に応じ交通止め施設を作ること。
  - 30 LDCBは道路の規模、高さ、片勾配、回転広場、駐車場、交通の流れなどに関し変更を命ずる権限を有する。

#### 第4章 廃水処理システム

- 31 汚水、雨水排水は適切に処理されなければならない。開発区域からの排水は公共の下水管又は道路側溝に接続し、その管理者から同意を取る必要がある。その他地区内の下水処理、排水処理が適切に対応していなければならない。
- 32 排水基準は次による。
  - 32-1 雨水量は5年確立の雨量を利用し、宅地からの流失係数は、0.6以上とする。
  - 32-2 汚水については、水道使用量の95%以上とし、かつ、1世帯毎日最低一立方メートル以上を排出するものとする。
  - 32-3 下水道の流出日量は、下水道1キロごとに20立方メートルでなければならない。その他、下水処理の工程システムズを添付すること。
- 33 下水は分流式にし、それぞれの水の流れシステムを図化したものを作成する。これらは資格を有するものが作成する。(CEPL)
- 34
  - 34-1 最小下水管直径は、40cm。
  - 34-2 下水管内径は、十分な外力に耐える材質あること。
  - 34-3 下水貯留層内のポンプは内槽式又は外付け方式とする。



## 第5章 下水処理

- 36 すべての下水は処理して外部に排出されなければならない。
- 37 個別浄化か、集中浄化方式とし、資格を有する専門家が担当すること。
- 38 処理水は、次の基準による。
- 38-1 上水の95%又は1トン/日/世帯
  - 38-2 150ppm以下の水質確保。
  - 38-3 すべての処理装置は十分な容量を持っていなければならない。
  - 38-4 排水管の吐き出し口は、導入管より下げ、10センチ以内の高低差とする。
- 39
- 39-1 空気導入システムの空気容量は、40%以下の容量とする。空気の注入量は毎分40リットル以下とする。4人以下の世帯については一人当たり、200リッター/日とする。
  - 39-2 空気非導入システムの密閉された方式では、空気量は20%未満とし、一人当たり300リッター/日とする。
- 40 集中処理方式の場合は沈殿槽やポンプ施設を敷地とは別に次の基準に基づいて確保すること。
- 40-1 汚水貯留槽の貯留高は汚水流入管の下端より1.2-1.5cm以下で無ければならない。貯留槽の大きさは、汚水処理槽の1/3の大きさを上回ってはいけない。空気曝気方式にあつては、5馬力以上の能力を有するポンプを設置すること。
  - 40-2 ~40-4 までは略 (汚水処理方式)

## 第7章 電気

- 41 開発事業者は、関係官庁の承認を得て電気供給施設を整備しなければならない。

## 第8章 上水道

- 43 開発地区内における上水道の供給は、次による。
- 43-1 都水道局、県水道局又は地方水道局等いずれかの供給地域にあつては、その供給サービスを受けることができる。
  - 43-2 上記供給地域以外にあつては、次の基準を満たす十分な措置をとって上水道を供給するものとする。
    - ① LDCBの許可を受けて必要な上水道供給計画を作ること。
    - ② 井戸水を水源とする場合には、井戸水規制を担当している鉱物資源局(DMR)の許可を要す。表流水を利用する場合は、その水質について、LDCBの許可を取ること。
    - ③ 上水道供給の許可は、土地開発許可証の交付前に関係官庁を通じて申請されなければならない。

## 第9章 電話施設

- 44 開発事業者が電話を設置したい場合には、外電話機構(TTO)から許可を得

ること。

## 第10章 供給処理施設とその他の公共サービス

- 45 開発事業者は、公共的な供給処理施設やその他の公共サービスの為に、次の基準により必要な宅地整備をすることが出来る。
- 45-1 開発事業者は、分譲面積の5%に相当する土地をスポーツ施設又は公園として確保すること。
  - 45-2 これらの施設は、開発地区の中央部に配置し、3ライ以下に分割してはならない。
  - 45-3 500戸以上又は100ライ以上の大規模開発については、200平米以上の幼稚園用地を確保すること。教育省(MOE)の基準によって幼稚園の設置が難しい場合には、この土地はその地区内の公共サービスに利用しなければならない。
- 46 開発事業者は、地区内のゴミ収集処理方式についてもLDCBに対し、万全な対策を提示しなければならない。

以上

1992(2535)年8月17日発布

LDCB委員長・内務省秘書官長(P.S.)